

<嫡出否認調停を申し立てる方へ>

1 概要

婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子は、婚姻中の夫婦間にできた子（嫡出子）と推定され、仮に他の男性との間に生まれた子であっても出生届を提出すると夫婦の子として戸籍に入籍することになります。この夫との間の子であることを否定するためには、家庭裁判所に嫡出否認の調停を申し立てる必要があります。この申立ては、民法により、夫が子の出生を知ったときから1年以内にしなければならないと定められています。（出生を知ってから1年経過後など、嫡出否認の申立ての要件を満たさないような場合でも、親子関係不存確認の調停を申し立てることができる場合があります。）

この調停において、当事者双方の間で子が夫婦の子ではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査を行ったうえで、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がなされます。当事者双方が合意に至らない場合又は合意が正当であると認められない場合は、調停が不成立となります。

※ 婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができるかとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場（市区町村の戸籍担当窓口）にお問い合わせください。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1,200 円
- 連絡用の郵便切手・・・100円×2枚, 82円×8枚, 10円×14枚, 1円×10枚（合計1,006円分）

3 申立てに必要な書類

- 申立書3通
→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口には3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。
- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 申立人、相手方（子を相手方とするときはその法定代理人）の戸籍謄本(全部事項証明)各1通
→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 子の出生証明書1通（出生届未了の場合）

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日には申立人（あなた）用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申

出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、法律の定める閲覧・謄写の除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請をすれば必ず許可されることとなります。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

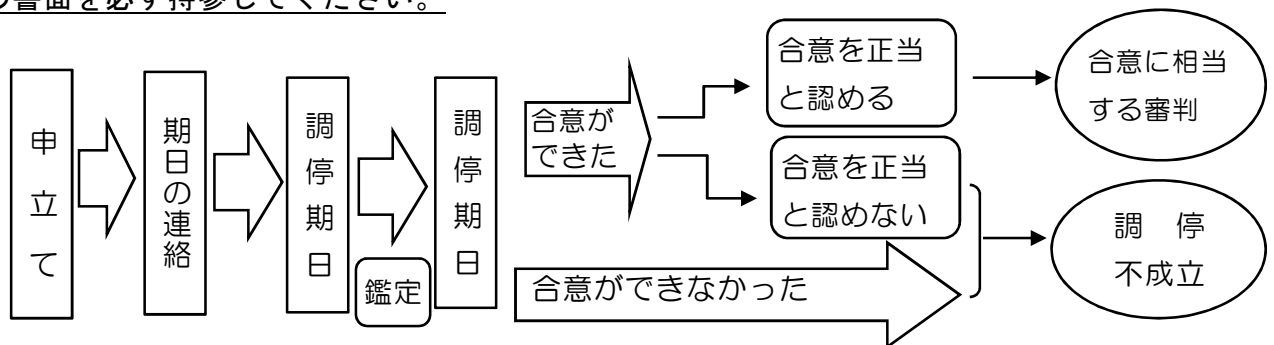
相手方の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

(相手方の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈島、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

7 調停の進め方

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。親子の関係にあることを明らかにするために、鑑定を行う場合があります。その場合には、原則として申立人が鑑定に要する費用を負担することとなります。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入ってください、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので、各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。



注 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。